

作業停止計画調整マニュアル（変更案）新旧比較表

注：用語の定義に伴う軽微な変更、箇条追加に伴う図表・箇条番号の変更、誤記の修正の記載は省略

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	変更理由																																																
<p>3.2 発電等制約量の配分</p> <p>3.2.1 発電等制約量の算出</p> <p>送配電等業務指針 附則（平成 30 年 6 月 29 日）第 2 条第 1 項の規定に基づき、発電等制約量は、送配電等業務指針第 244 条第 2 項の規定により、制約の対象として選定した発電設備等（作業停止の発電設備等も含む）により定格容量比率按分した量とする。</p> <p>経済合理性に基づき発電等制約量を事業者間で売買することを促すため、発電等制約量の算出に当たっては、発電設備等の最低出力等の設備制約は考慮しない。（発電単価の安い発電設備等が最低出力以下となった場合は発電単価の高い発電設備等と発電等制約量を売買する）</p> <p>発電等制約量の算定に必要な需要および再生可能エネルギー出力は、過去の同時期の実績を基に、再生可能エネルギーの導入量や実需給断面で生じる誤差等を考慮して想定値を算出することを基本とし、再生可能エネルギー等変動電源が発電等制約対象となった場合は想定値を定格容量とみなすことを基本として容量比率按分する。</p> <p>3.4.6 N-1 制御適用蓄電池の扱い</p> <p>一般送配電事業者は、充電制約対象として、N-1 制御適用蓄電池がある場合は、当該蓄電池に優先的に充電制約量を配分する。</p> <p>(1) N-1 制御適用蓄電池が複数ある場合</p> <p>一般送配電事業者は、N-1 制御適用蓄電池が複数ある場合は、N-1 制御適用蓄電池に優先的に充電制約量を定格容量比率按分する。</p> <p>【具体例】</p> <p>図 3.4-6において、運用容量 50 万 kW に対し、合計定格容量が 65 万 kW のため、15 万 kW の充電制約が必要となる。</p> <p>N-1 制御適用蓄電池である E、F 発電所に優先的に充電制約量を定格容量比率按分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>定格容量</th> <th>充電制約量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般需要</td> <td>—</td> <td>30 万 kW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C 蓄電池</td> <td>—</td> <td>5 万 kW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>D 蓄電池</td> <td>—</td> <td>10 万 kW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>E 蓄電池</td> <td>N-1 制御適用</td> <td>10 万 kW</td> <td>▲7.5 万 kW</td> </tr> <tr> <td>F 蓄電池</td> <td>N-1 制御適用</td> <td>10 万 kW</td> <td>▲7.5 万 kW</td> </tr> </tbody> </table>		種別	定格容量	充電制約量	一般需要	—	30 万 kW	—	C 蓄電池	—	5 万 kW	—	D 蓄電池	—	10 万 kW	—	E 蓄電池	N-1 制御適用	10 万 kW	▲7.5 万 kW	F 蓄電池	N-1 制御適用	10 万 kW	▲7.5 万 kW	<p>3.2 発電等制約量の配分</p> <p>3.2.1 発電等制約量の算出</p> <p>送配電等業務指針 附則（平成 30 年 6 月 29 日）第 2 条第 1 項の規定に基づき、発電等制約量は、送配電等業務指針第 244 条第 2 項の規定により、制約の対象として選定した発電設備等（作業停止の発電設備等も含む）により定格容量比率按分した量とする。</p> <p>経済合理性に基づき発電等制約量を事業者間で売買することを促すため、発電等制約量の算出に当たっては、発電設備等の最低出力等の設備制約は考慮しない。（発電単価の安い発電設備等が最低出力以下となった場合は発電単価の高い発電設備等と発電等制約量を売買する）</p> <p>発電等制約量の算定に必要な需要および再生可能エネルギー出力などは、過去の同時期の実績を基に、再生可能エネルギーの導入量や実需給断面で生じる誤差等を考慮して想定値を算出することを基本とし、再生可能エネルギー等変動電源が発電等制約対象となった場合は想定値を定格容量とみなすことを基本として容量比率按分する。</p> <p>3.4.6 優先的に制約量が配分される蓄電池の扱い</p> <p>一般送配電事業者は、充電制約対象として、N-1 制御適用蓄電池、充電制限契約適用蓄電池がある場合は、当該蓄電池を優先制約対象蓄電池として優先的に充電制約量を配分する。</p> <p>(1) 優先制約対象蓄電池が複数ある場合</p> <p>一般送配電事業者は優先制約対象蓄電池が複数ある場合は、優先制約対象蓄電池に優先的に充電制約量を定格容量比率按分する。</p> <p>【具体例】</p> <p>図 3.4-6において、運用容量 50 万 kW に対し、合計定格容量が 65 万 kW のため、15 万 kW の充電制約が必要となる。</p> <p>優先制約対象蓄電池である E、F 発電所に優先的に充電制約量を定格容量比率按分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>定格容量</th> <th>充電制約量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般需要</td> <td>—</td> <td>30 万 kW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C 蓄電池</td> <td>—</td> <td>5 万 kW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>D 蓄電池</td> <td>—</td> <td>10 万 kW</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>E 蓄電池</td> <td>N-1 制御適用</td> <td>10 万 kW</td> <td>▲7.5 万 kW</td> </tr> <tr> <td>F 蓄電池</td> <td>充電制限適用</td> <td>10 万 kW</td> <td>▲7.5 万 kW</td> </tr> </tbody> </table>		種別	定格容量	充電制約量	一般需要	—	30 万 kW	—	C 蓄電池	—	5 万 kW	—	D 蓄電池	—	10 万 kW	—	E 蓄電池	N-1 制御適用	10 万 kW	▲7.5 万 kW	F 蓄電池	充電制限適用	10 万 kW	▲7.5 万 kW	<p>需要及び再生可能エネルギー以外にも誤差などを考慮し想定値を算出するものがあるため</p>
	種別	定格容量	充電制約量																																															
一般需要	—	30 万 kW	—																																															
C 蓄電池	—	5 万 kW	—																																															
D 蓄電池	—	10 万 kW	—																																															
E 蓄電池	N-1 制御適用	10 万 kW	▲7.5 万 kW																																															
F 蓄電池	N-1 制御適用	10 万 kW	▲7.5 万 kW																																															
	種別	定格容量	充電制約量																																															
一般需要	—	30 万 kW	—																																															
C 蓄電池	—	5 万 kW	—																																															
D 蓄電池	—	10 万 kW	—																																															
E 蓄電池	N-1 制御適用	10 万 kW	▲7.5 万 kW																																															
F 蓄電池	充電制限適用	10 万 kW	▲7.5 万 kW																																															

図 3.4-6 N-1 制御適用蓄電池が複数ある場合の定格容量比率按分の例

図 3.4-6 優先制約対象蓄電池が複数ある場合の定格容量比率按分の例

(2) N-1 制御適用蓄電池以外も充電制約が必要な場合

一般送配電事業者は、N-1 制御適用蓄電池の充電制約だけでは充電制約が解消しない場合は、残りの充電制約量を制約対象発電設備等に定格容量比率按分する。

【具体例】

図 3.4-7において、運用容量 50 万 kW に対し、合計定格容量が 75 万 kW のため、25 万 kW の充電制約が必要となる。

N-1 制御適用蓄電池である E、F 発電所に優先的に充電制約量を配分した後、残りの 5 万 kW を C、D 蓄電池に定格容量比率按分する。

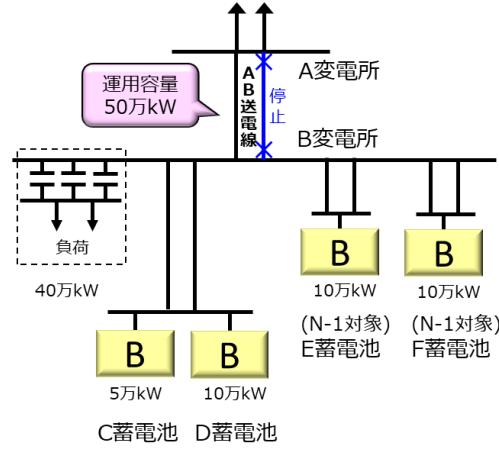


図 3.4-7 N-1 制御適用蓄電池の充電制約だけでは充電制約が解消しない場合の定格容量比率按分の例

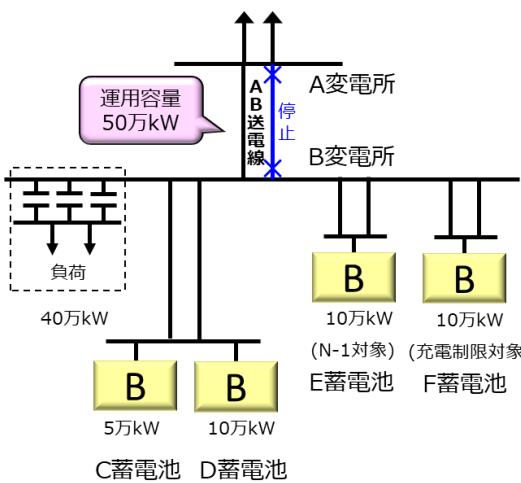
(2) 優先制約対象蓄電池以外も充電制約が必要な場合

一般送配電事業者は、優先制約対象蓄電池の充電制約だけでは充電制約が解消しない場合は、残りの充電制約量を制約対象発電設備等に定格容量比率按分する。

【具体例】

図 3.4-7において、運用容量 50 万 kW に対し、合計定格容量が 75 万 kW のため、25 万 kW の充電制約が必要となる。

優先制約対象蓄電池である E、F 発電所に優先的に充電制約量を配分した後、残りの 5 万 kW を C、D 蓄電池に定格容量比率按分する。



	種別	定格容量	充電制約量
一般需要	—	40 万 kW	—
C蓄電池	—	5 万 kW	▲1.7 万 kW
D蓄電池	—	10 万 kW	▲3.3 万 kW
E蓄電池	N-1 制御適用	10 万 kW	▲10 万 kW
F蓄電池	N-1 制御適用	10 万 kW	▲10 万 kW

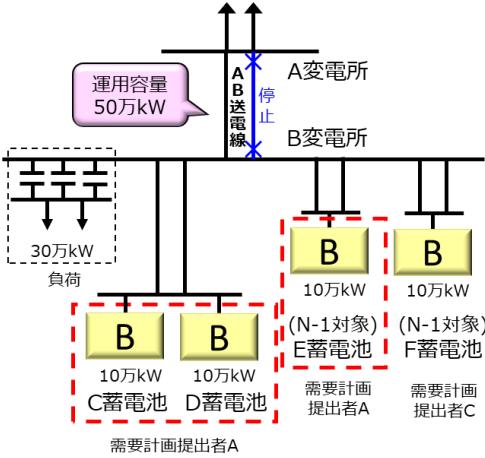
図 3.4-7 優先制約対象蓄電池の充電制約だけでは充電制約が解消しない場合の定格容量比率按分の例

【適用例 1】N-1 制御対象蓄電池を含む系統の場合

図 3.4-9において、運用容量 50 万 kW に対し、合計定格容量が 70 万 kW のため、20 万 kW の充電制約が必要となる。

N-1 制御適用蓄電池に優先的に充電制約量を定格容量比率按分し、E、F 蓄電が充電制約対象となる。ここで、需要計画提出者 A は、E 蓄電池の充電制約量を C 蓄電池に振替えたいとする。

充電制約対象範囲内での振替ではないため、一般送配電事業者と充電制約対象事業者の協議・総意のもと、同一需要計画者全ての蓄電池を充電制約対象として新たに含めることを条件（C 蓄電池のみを加えるなどは不可）として「充電制約対象範囲の拡大」を実施する（D 蓄電池まで広げる）ことにより、振替を可能とする。



	定格容量	充電制約量	
		振替前	振替後
需要計画提出者 A	C 蓄電池	10 万 kW	なし ▲10 万 kW
需要計画提出者 A	D 蓄電池	10 万 kW	なし ▲5 万 kW
需要計画提出者 A	E 蓄電池	▲10 万 kW	なし
需要計画提出者 B	F 蓄電池	10 万 kW	▲10 万 kW ▲5 万 kW

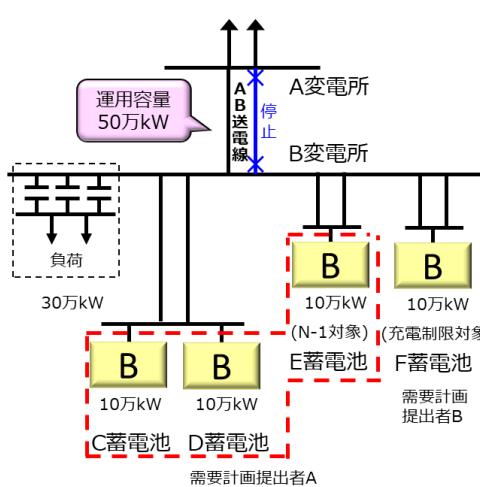
図 3.4-9 N-1 制御対象蓄電池を含む系統における充電制約の振替例

【適用例 1】優先制約対象蓄電池を含む系統の場合

図 3.4-9において、運用容量 50 万 kW に対し、合計定格容量が 70 万 kW のため、20 万 kW の充電制約が必要となる。

優先制約対象蓄電池に優先的に充電制約量を定格容量比率按分し、E、F 蓄電が充電制約対象となる。ここで、需要計画提出者 A は、E 蓄電池の充電制約量を C 蓄電池に振替えたいとする。

充電制約対象範囲内での振替ではないため、一般送配電事業者と充電制約対象事業者の協議・総意のもと、同一需要計画者全ての蓄電池を充電制約対象として新たに含めることを条件（C 蓄電池のみを加えるなどは不可）として「充電制約対象範囲の拡大」を実施する（D 蓄電池まで広げる）ことにより、振替を可能とする。



	定格容量	充電制約量	
		振替前	振替後
需要計画提出者 A	C 蓄電池	10 万 kW	なし ▲10 万 kW
需要計画提出者 A	D 蓄電池	10 万 kW	なし ▲5 万 kW
需要計画提出者 A	E 蓄電池	▲10 万 kW	なし
需要計画提出者 B	F 蓄電池	10 万 kW	▲10 万 kW ▲5 万 kW

図 3.4-9 優先制約対象蓄電池を含む系統における充電制約の振替例